

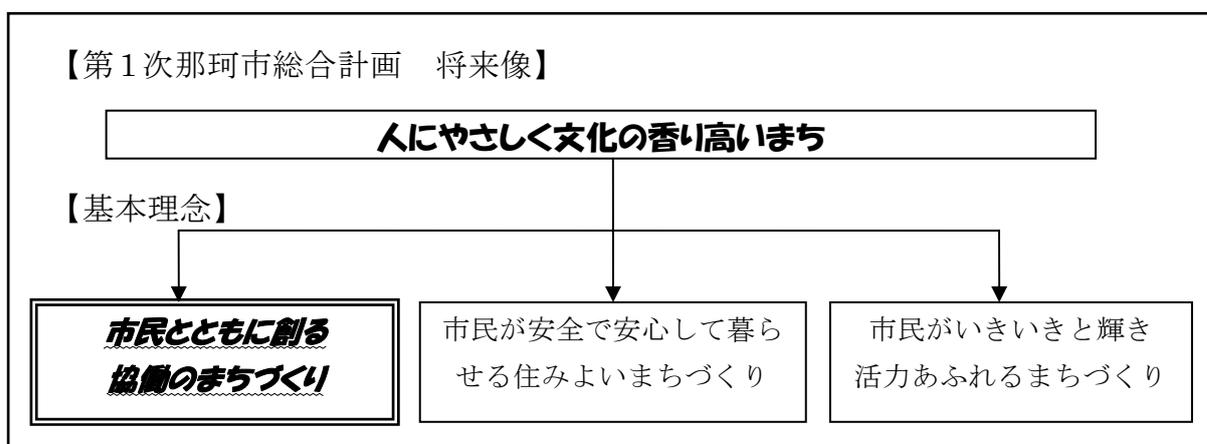
## 第1章 指針の位置づけ

### 1-1 指針の位置づけ

「第1次那珂市総合計画」では、まちづくりの基本理念のひとつとして「市民とともに創る協働のまちづくり」を掲げ、これからのまちづくりは市と市民が一体となって進めていくという方向性を明確に示しています。

これらのことを踏まえ、市の協働の進め方の基本的な考え方を整理した「那珂市協働のまちづくり指針」を作成しました。よって、本指針は、総合計画に基づくまちづくりを推進するにあたって、最も重要な指針となります。

【図 I】



### 1-2 指針の目的

本指針は、市と市民が協働により進めるまちづくりについての基本的な考え方を整理し、市と市民が協働して地域の活性化や課題解決に取り組むにあたってのガイドラインとして活用を図るために策定するものです。

## 第2章 なぜ今協働なのか

### 2-1 協働の背景

#### ①地域コミュニティ※力の低下

都市化や少子高齢化などにより地域における人と人とのつながりが希薄化し、組合加入率はここ2年間で約1.5%減少しています。

さらに、組合加入者の高齢化などもあり、地域コミュニティが衰退しています。

※コミュニティ：同じ地域に住み、生活・伝統や習慣などを共有し相互に結びついている共同体

【表 I】 地区別組合加入率の推移（各年 5 月 1 日現在、単位：％）

地区名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
神崎地区	77.40	76.04	75.12
額田地区	82.37	81.81	81.13
菅谷地区	65.71	65.05	64.32
五台地区	74.89	74.49	73.59
戸多地区	86.26	85.92	86.24
芳野地区	79.62	79.26	78.67
木崎地区	80.88	80.86	80.13
瓜連地区	87.14	86.05	85.17
市全体	75.11	74.40	73.63

②社会構造の変化

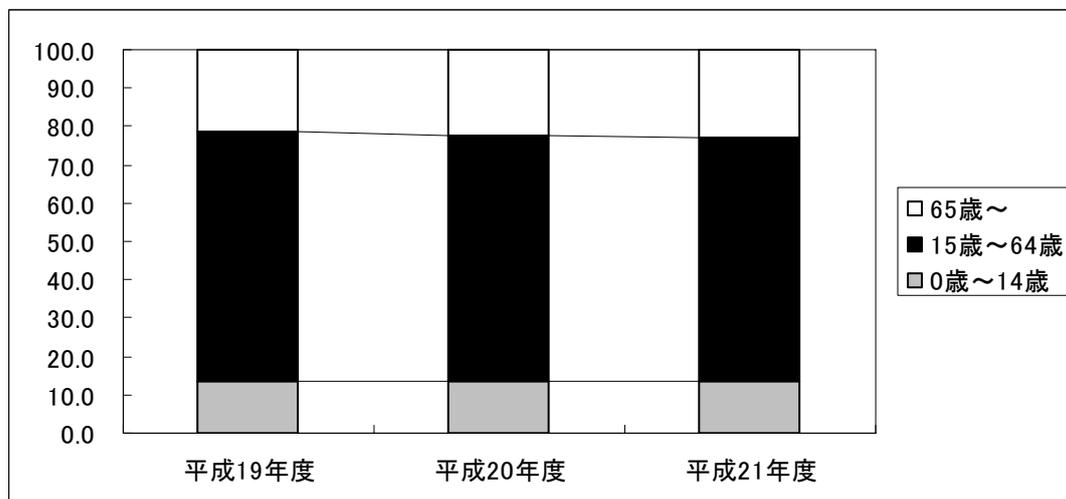
少子高齢化、団塊の世代の大量退職などにより社会構造が大きく変化し、受益と負担のバランスが崩れ、これまでどおりの行政サービスを維持し続けていくことが困難になりつつあります。

本市においても、ここ 2 年間で、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が構成比で 1.3%減少し、高齢者人口（65 歳以上）は同 1.5%増加しています。

【表 II】 年齢別人口比の推移（住民基本台帳、各年 4 月 1 日現在、単位：人、％）

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
0 歳～14 歳	7,655(13.6)	7,612(13.5)	7,535(13.4)
15 歳～64 歳	36,739(65.0)	36,297(64.3)	35,815(63.7)
65 歳～	12,099(21.4)	12,523(22.2)	12,911(22.9)
計	56,493(100.0)	56,432(100.0)	56,261(100.0)

【図 II】



### ③行政を取り巻く環境の変化

市民の生き方、考え方などの多様化が、そのまま行政へのニーズの多様化に結びつき、また、地方分権による事務権限の移譲も進み、行政の役割が拡大しています。その一方で、財政状況は厳しくなっており、公共サービスのすべてを行政中心で行うことが困難になりつつあります。

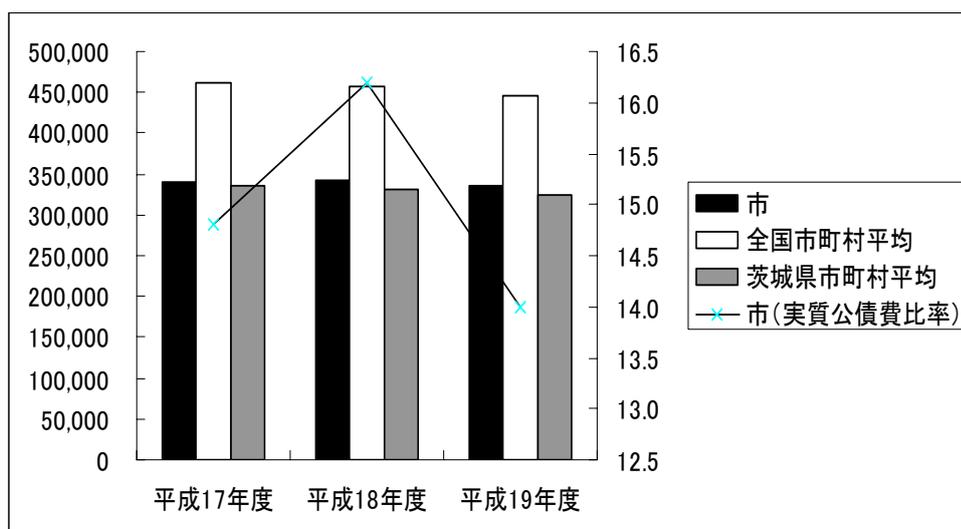
【表Ⅲ】 財政調整基金※残高、経常収支比率※の推移

項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
財政調整基金残高（単位：百万円）	919	919	705
経常収支比率（単位：％）	85.0	90.2	94.8

※ 財政調整基金：財源不足時の穴埋め、災害や緊急時に必要な公共事業などに備えるための基金（貯金）。財政調整基金が少ない自治体は、税金などが当初見込みを下回っても、基金を取り崩して歳入へ繰り入れられず、決算上の赤字になりやすい。

※ 経常収支比率：税などの一般財源のうち、人件費や扶助費、公債費などの必要経費が占める割合。比率が高いほど財政運営に余裕がない状態を示す。

【図Ⅲ】 人口 1 人あたりの起債残高と実質公債費比率※の推移（単位：円、％）



※ 実質公債費比率：市の収入に対する借金返済額の比率を示す財政指標。25%を超えると借金が制限され、35%を越えると財政再生団体となる。

### ④市民意識の変化

自警団活動など、地域でできることは自らが考え行動していこうという活動が広がりつつあります。

【表Ⅳ】 自警団組織数の推移（生活安全課調べ、各年 4 月 1 日現在、単位：団）

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
自警団組織数	43	50	56
自主防災組織数	1	4	7

## 2-2 協働の必要性

厳しい経済情勢、少子高齢化、地方分権などにより大きく社会情勢が変化するなか、「住んで良かった」「これからも住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを推進するためには、行政のみでは充分対応しきれないことが想定されます。市民と行政がそれぞれ持っている知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を分担しながら、ともに汗を流して協働のまちづくりに取り組むことにより、魅力あるまちづくりが可能になります。

## 第3章 協働のまちづくりとは

### 3-1 協働のまちづくりとは

協働とは、市、市民、市民自治組織※、市民活動団体及び事業者が、自己の果たすべき役割と責任を自覚し、また、それぞれの立場及び特性を認め合ううえで、相互の信頼関係に基づき、地域の課題解決に対等の関係で連携協力して取り組むことをいいます。

つまり、協働のまちづくりとは、市と市民が、地域や市の課題解決にともに力を合わせて取り組むことをいいます。

※市民自治組織：連帯感や協働意識の形成が可能な一定の地域において、市民自らの意思により、地域の発展や課題解決について考え行動する、多様な組織をいいます。(本指針 6 ページ 3-4②参照)

市では、この市民自治組織を本指針第 8 章のとおり 3 つの層による構成とし、その 3 つの層の総称を「市民自治組織」と呼んでいます。

### 3-2 協働の範囲（協働にふさわしい事業）

市民が関わる事業や活動は次の 3 つに分類することができます。

#### ①市民が自主的・自立的に活動する領域（図IV-ア）

事業活動（営利活動）、宗教・政治活動、趣味の活動など。

#### ②市が執行者として、責任をもって行う領域（図IV-オ）

税の賦課・徴収、生活保護、消防業務など。

#### ③市と市民がお互いの特性を活かし、協力しながら取り組む領域（図IV-イ～エ）

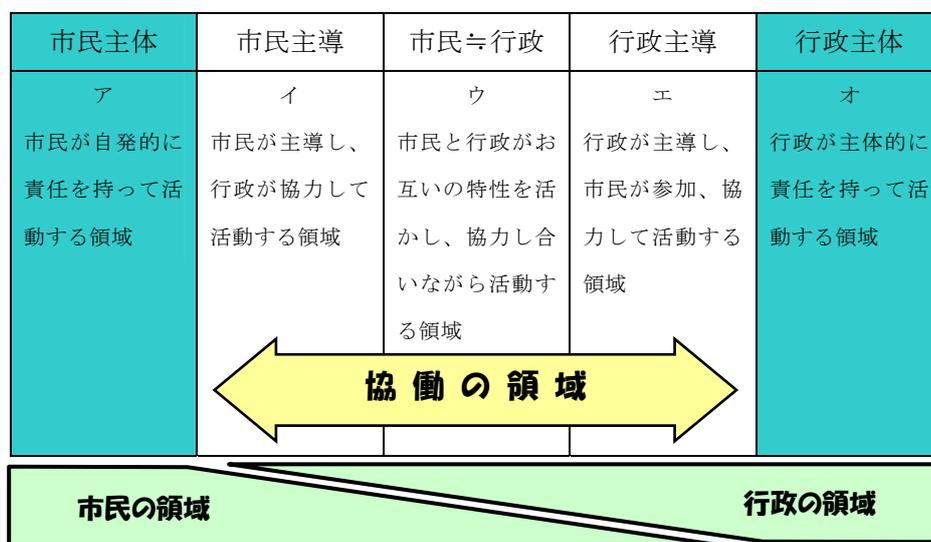
環境美化、地域防犯などを始めとした、①・②以外の領域。

③に分類される事業や活動が協働の領域となり、そのなかでも、下記に該当する項目が多い事業や活動については、協働により事業や活動を実施することで、市民にとってより成果が期待できるといえます。

- ・多くの市民が参加し、市民が主体的となって取り組める事業や活動
- ・市民の参加により、きめ細かく柔軟なサービスが提供できる事業や活動
- ・地域の実情に配慮して推進することが可能な事業や活動
- ・市民の持つ専門的な知識が活用できる事業や活動

- ・社会的課題や市民ニーズに対応しなければならない先駆的な事業や活動
- ・市が実施するよりも市民の機動性を発揮できる事業や活動

【図IV】



### 3-3 協働の形態

市と市民が協働により事業を行う場合、様々な形態があります。実際に協働するにあたっては、それぞれの事業内容に応じて、最も効果的な形態で実施することが重要です。

【表V】

形態	内 容	効 果	図IV
委 託	行政の責任で行うべき事業や活動を、他の主体に託して行う	行政に足りない専門性・先駆性が発揮され、行政が直接実施するよりもきめ細かいサービスの提供が可能になる	ウ エ
補 助	他の主体が主体的に行う事業や活動に対し、財政的支援を行う	事業の実施主体の自主性、自立性を尊重しながら、先駆的な取り組みの拡大や創生期の基盤安定につなげることができる（ただし、同一団体への長期間の補助は行政への依存を高め自立を阻害する危険性があるため注意する必要がある）	イ ウ
共 催	他の主体と行政がともに主催者となって事業や活動を行う	それぞれの組織が知恵と労力を出し合い、互いのネットワークも活かすことや、事業展開により広がりが期待できる	イ ウ エ

後援	他の主体が主体的に行う事業や活動に対し、公益性を認め行政の名義の使用を認める	事業や活動に対する理解や関心、社会的価値を増すことが期待できる	イウ
事業協力	他の主体と行政が協定書を締結し、一定期間継続的に協力して事業や活動を行う（アドプト制度）	他の主体と行政の役割分担が明確にでき、事業や活動のスムーズな執行が可能になる	イウエ
市政への参加・参画	市が行う各種計画等の策定、事業実施、行政評価などへ参加・参画し、意見や提案をしてもらう	市民の生の声を聞き、市民視点での各種計画策定、事業実施などが可能になる	イウエ オ

### 3-4 協働の主体

市が協働のまちづくりを推進する主なパートナーは、次のとおりです。

#### ①市民

市内に居住し、勤務し、又は通学する個人をいいます。

#### ②市民自治組織

連帯感や協働意識の形成が可能な一定の地域において、市民自らの意思により、地域の発展や課題解決について考え行動する、多様な組織をいいます。

#### ③市民活動団体

市民の自発的な意思に基づき、自らの生活向上や地域活性化を目的とした継続性のある見込める活動を行っている団体をいいます。

#### ④事業者

市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人をいいます。

## 第4章 協働のまちづくりの現状と課題

### 4-1 市と市民との協働の現状と課題

#### <現状>

これまでの市の組織体制においては、協働のまちづくりを総合的に所管する部署はありませんでした。平成20年度を初年度とする「第1次那珂市総合計画」に基づき、まちづくりの基本理念のひとつ「市民とともに創る協働のまちづくり」実現に向け、平成20年4月に、協働のまちづくりの総合窓口として、市民生活部市民活動課が新たに設置されました。

また、現在市が行っている多くの事務事業のなかには、協働により実施しているものも既にあります。一番活発な分野は、防犯活動です。「那珂市安心で安全なまちづくり事業補助金交付要綱」により設立支援を行って

ることから、「区」を基本区域として、多くの自警団が組織され、防犯パトロールなどの活動に取り組んでいます。その他には、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎ワーキング委員会による駅舎管理、額田城跡保存会による城跡周辺の環境美化事業などの特徴的な取り組みもあります。

また、市との協働のパートナーとしては、「区又は地域」と市民活動団体が全体の6割以上を占めており、一部社会福祉協議会などの公益法人との協働により実施している事業もあります。

#### <課題>

これらの協働事業は、庁内の各課がそれぞれの判断により行っているのが現状であり、今後は、本指針に基づき、統一された考え方により協働のまちづくりを推進し、さらにその範囲を拡大していくことが必要です。

そのためには、市職員の協働に対する共通理解と、意識改革が必要です。

### 4-2 市民活動団体の現状と課題

#### <現状>

市民活動団体の現状については、庁内の各課がそれぞれの考え方で把握していました。そこで、市民活動の定義を設定し、現状調査を行いました。

その結果、団体数は149で、分野別に主なものを見てみますと、地域安全が60、保健・医療・福祉が29団体となっています。(付属資料「市民活動団体现状一覧」参照)

#### <課題>

市民活動団体の活動を継続していくにあたっての課題を整理すると、次のとおりです。

- ・人材や資金などの活動資源の確保が困難になりつつある。
- ・参加者の固定化や活動の硬直化が進んでいる。
- ・リーダーとなる人材が不足していることから、一部の人に負担が集中している。
- ・市民活動団体と市や市民とのコミュニケーションが不足している。
- ・市民活動の活躍の場や活動機会の確保が困難になりつつある。

### 4-3 区制度の現状と課題

#### <現状>

現在の「区制度」は、市長が委嘱した非常勤特別職公務員である区長・副区長・組合長を主な役員として運営される、市の機関の一部といえます。

#### —区長・副区長—

市が設置した71の区ごとに市長が委嘱する。

区を代表して、行政との事務連絡を掌り、行政施策の普及振興に協力し、住民福祉の増進に努める。(那珂市区長及び組合長の設置に関する規則)

#### —組合長—

組合ごとに市長が委嘱する。現在約960の組合がある。

区長の指示を受け、組合内の事務連絡を掌る。具体的には広報などの文書を組合員に配布する。(那珂市区長及び組合長の設置に関する規則)

【図 V】

—組織図—



<課題>

区加入率の低下、区加入者や運営従事者の高齢化、区運営従事者の固定化や担い手不足、人口の減少などの問題を抱えており、それらの要因から、人と人のつながりが希薄化し、地域コミュニティ力の低下が懸念されています。

## 第5章 協働における市と市民の役割とメリット

### 5-1 協働の担い手の役割

#### ①市の役割

- ・本指針に則り、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。
- ・政策を形成するにあたって、市民の意見を広く反映させるため、市民参画の機会の確保に努めます。
- ・公平かつ効率的に職務を執行するとともに、市民、市民自治組織、市民活動団体及び事業者と連携を強化し、協働のまちづくりを推進します。

#### ②市民の役割

- ・自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らできることを考え、行動するなど、まちづくりに進んで参加・参画するよう努めます。
- ・市民自治組織に積極的に加入し、これを守り育てるよう努めます。
- ・市民活動に関する理解を深め、その活動に参加・参画し、又は協力するよう努めます。

#### ③市民自治組織の役割

- ・地域内の市民の参加・参画により、地域内の情報を収集・発信し、相互扶助の精神により地域の発展と課題解決に努めます。

#### ④市民活動団体の役割

- ・適正な団体運営を行うとともに、自らの責任のもと、市民活動を推進し、その活動を広く市民に理解されるよう努めます。

- ・まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解と協力を努めます。

⑤事業者の役割

- ・地域社会の一員として、また、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解と協力を努めます。

⑥議会の役割

- ・協働のまちづくりの重要性を認識し、市民の信託に応えるため、市政運営が市民の意思を適切に反映し行われるよう、調査及び監視します。

## 5-2 協働によるメリット

①市民や市民自治組織にとってのメリット

- ・行政が直接提供するサービスは、主に公平性の観点から、全市一律の基準によらねばならないことが多いため、地域ならではの課題や、活かしたい特性への対応が出来なかつたり、時間を要したり、予算が不十分だったりすることが考えられます。

そこで、地域コミュニティの自主運営体制を強化し、地域住民自らの創意工夫による活動が促進されることにより、効果的に地域課題を解決することが可能になります。

- ・地域住民自らの創意工夫による活動により、地域の課題が解決されたなどの事例に触れたり、知る機会が増えることにより、地域住民の地域への関心や問題意識が高まり、まちづくりへの参加意識も高まります。
- ・地域における活動に多くの市民参加が図れることにより、地域住民同士の結びつきも強くなり、住みやすい地域づくりが可能になります。

②市民活動団体にとってのメリット

- ・各団体が実施している事業を拡充したいような場合に、市民自治組織との連携、協力が期待できます。
- ・市民自治組織に参加することにより、団体が独自で活動しているのみでなく、地域における社会貢献にも理解があると地域住民に認識され、団体が行っている個々の活動への理解や、会員の拡大といった効果も期待できます。

③市にとってのメリット

- ・協働のまちづくりの範囲を拡大することにより、地域の特性や多様化した住民ニーズに対応した事業を推進することができ、事業実施に伴う効果や成果が向上することが期待できます。

- ・現在市が直接、又は、民間委託などにより実施している事業を、市民自治組織や市民活動団体などとの協働による実施へと見直しを図ることができれば、経費の節減に結びつくものもあることが想定されます。

- ・協働のまちづくりの推進が間接的には市の役割軽減に結びつき、その結果、市職員数の削減が可能となり、市の組織のスリム化が図られます。

## 第6章 協働のまちづくりにおける基本原則

### 6-1 協働のまちづくりを推進するにあたって守るべきルール（原則）

#### ①対等の関係

市と市民自治組織や市民活動団体などは（以下「協働する双方」という。）、お互いにまちづくりのパートナーであるという認識を持ち、対等の関係であることが重要です。

#### ②目標（目的）の共有

協働のまちづくりの目標（目的）が何であるかを、協働する双方が共通理解していることが大切です。また、市や地域が抱えている課題についても相互に確認しておく必要があります。

#### ③自主性・主体性の尊重

協働する双方が、お互いの価値観や行動原理の違いを理解したうえで信頼関係を築き、それぞれの自主性・主体性を尊重することが重要です。

#### ④情報の共有

協働する双方は、持っている情報をお互いに提供し合い、必要な情報を必要な時に入手できることが重要です。また、市は、事業の企画・立案・実施・評価など、様々な過程において積極的に情報を公開し、透明性を確保する必要があります。

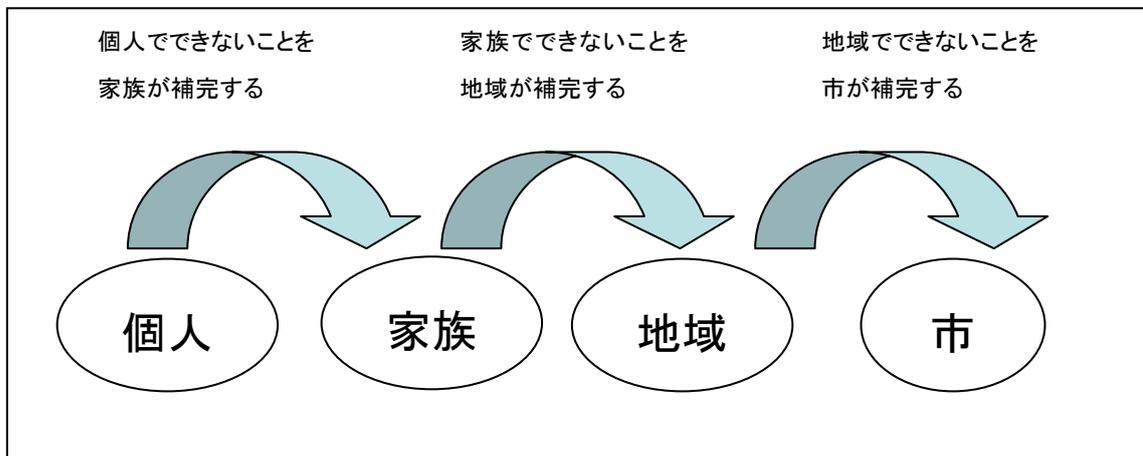
#### ⑤評価の実施

協働により事業を実施した後には、協働する双方の関わり方も含めて、当該事業の成果（結果）を検証し、次に行う協働事業の推進に活かさなければなりません。

#### ⑥補完性の原理

市と市民の関係は、これまでの「市民は市から公共サービスを受ける側」という考え方から、「地域でできることは、地域で自らが行う」という考え方に変え、図VIに示す補完性の原理を基本とします。

【図VI】



## 第7章 協働のまちづくりの基本的な方向

### 7-1 協働を進めるための意識づくり

市民一人ひとりが地域の課題について問題意識を持ち、まず自らができることは何かを考え行動するという意識を高める必要があります。

#### ①市民意識の醸成

まちづくりに関する研修を実施するなど、市民がまちづくりへの参加のきっかけとなる学習機会を提供します。

また、市民自治組織や市民活動団体の活動を支援し、それらの活動への市民参加の拡大へと結びつけます。

#### ②人材の育成と確保

まちづくりリーダー養成講座を実施するなどし、地域における市民活動のリーダーとなる人材の育成を図る機会を提供するとともに、市民自治組織との連携により、地域に眠っている人材を掘り起こし、その情報を集約します。

#### ③市職員の意識改革

市職員一人ひとりが、協働のまちづくりの必要性や重要性を理解するためのカリキュラムを職員研修に取り入れ、市職員の意識改革に努めます。

### 7-2 情報の共有化の推進

協働のまちづくりを推進するためには、協働する双方が持っている情報を提供し合い、一括して管理し、市民がいつでも簡単に手に入れることができる体制を整えることが重要です。

#### ①情報の集約、一括管理

市民活動団体や市民自治組織などの活動を支援する上で必要な情報を収集し、一括して管理します。

#### ②情報ネットワークシステムの構築

様々な媒体を活用し情報を発信する情報センター機能を整備し、効果的に情報を提供していきます。

#### ③まちづくり出前講座の充実

市の行っている事業内容や今後の事業計画などを市民の皆さんに広く知っていただくために、希望するテーマに応じて市職員を講師として派遣する「那珂市まちづくり出前講座」について、そのメニューを見直すなどし、内容の充実を図ります。

### 7-3 市政への市民参加・参画の推進

協働のまちづくりを推進するためには、市民の声を市政に反映する施策を講じることにより、相互の信頼関係を築かなければなりません。

#### ①市の各種委員会や企画への参画

市は、政策を形成するにあたって、市民の意見を広く反映させるため、

市民参画の機会の確保に努めます。

#### ②市民協働の事業づくり

市は、行政主導で行っている各種事業の中から、協働により実施が可能な事業を洗い出し、事業の実施手段の転換を積極的に図るとともに、提案型補助制度などを確立し、市民活動団体や市民自治組織などからの事業の提案を促進します。

#### ③パブリックコメントの実施

市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、その案に対するご意見などを募集し、寄せられたご意見などを考慮しながら最終案を決定するパブリックコメントを実施します。

この制度により、政策等の形成の過程における公正の確保と透明性の向上を図ります。

### 7-4 市民の自主的な活動の促進

#### ①市民自治組織の組織化

市の下部組織としての位置づけである現在の区制度を、地域のことは自らが考え行動する「自治」の精神に基づき、多くの地域住民の参加により自主的に組織する自治組織制度へと移行します。

移行に際しては、本指針第5章5-2①における「市民や市民自治組織にとってのメリット」を効果的に享受できる組織体制とします。

また、自治会との連絡調整や、広域的課題の解決に取り組むため、小学校区を基本に中間自治組織を立ち上げます。中間自治組織は、自治会ばかりでなく、多くの市民や各種団体、事業所などの参加が可能な組織とします。

#### ②財政的支援制度の確立

市民自治組織と市民活動団体による協働の取り組みを総合的に支援する、新たな財政的支援制度を確立します。

#### ③拠点施設の整備・確保

市民自治組織と市民活動団体による協働の取り組みを、総合的に支援する市民活動支援センターを整備します。

また、市民自治組織の活動拠点となる施設については、その整備又は確保に努めます。

### 7-5 協働を推進する体制の整備

#### ①協働のまちづくり基本条例の制定

市と市民が、それぞれ社会に果たすべき役割を認識しながら、協働してまちづくりに取り組み、安全で安心して生活できる魅力あるまちを実現するため、『協働のまちづくり推進基本条例』を制定します。

この条例は、総合計画に基づく市のまちづくりにおける最上位条例として位置づけます。

## ②市民活動団体の登録制度とネットワークづくり

市が協働のまちづくりを推進する担い手としての市民活動団体を明確にするために、登録制度を設けます。

登録された市民活動団体が情報交換や交流を図り、団体間の連携協力や個々の団体の活動拡大などに結びつくネットワークづくりも推進します。

## ③市職員による自治活動支援

市と市民との協働のまちづくりを推進するために、地域担当職員制度を導入します。

## ④協働のまちづくり推進委員会の設置

本指針に基づいた施策や事業運営が行われているかを検証するために、『協働のまちづくり推進委員会』を設置します。

この『協働のまちづくり推進委員会』には、外部からの委員を積極的に登用します。

## ⑤目標設定と評価及び評価結果の公表

市が行っている業務全般につきましては、「施策」及び「事務事業」という単位でそれぞれ評価し、その結果を市のホームページなどで公表しています。

協働のまちづくりの推進状況につきましても、総合計画第1章「市民との協働のまちづくり」における、「市民との協働によるまちづくりを推進する」という施策において目標を設定し、評価し、その結果を公表します。

## ⑥協働のまちづくりの円滑な推進

区制度から自治組織制度へと移行するにあたって、その作業をスムーズに進めるためのガイドブックを作成します。

また、市と市民自治組織、市民活動団体による協働の取り組みをマニュアル化したガイドブックも作成します。

# 第8章 市民自治組織のあり方

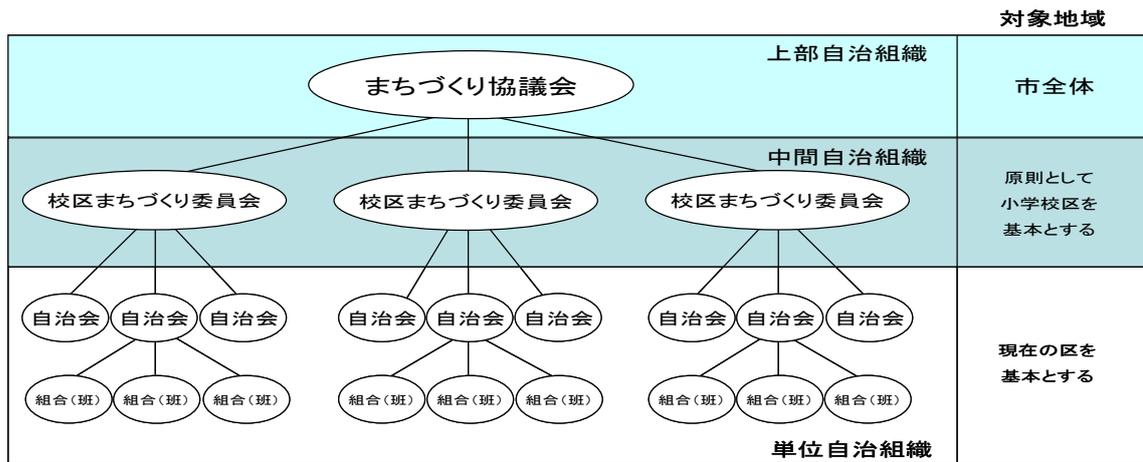
## 8-1 市民自治組織の体系

市が目指していく市民自治組織は、単位自治組織（現在の区を基本として見直し）、中間自治組織（原則として小学校区を基本に新たに位置づけ）、上部自治組織（市全域）の3つの層による構成とします。

また、中間自治組織は、小学校区内の自治会ばかりでなく、民生委員・児童委員、自主防災・防犯組織、体育協会や社会福祉協議会の支部組織、その他多くの市民活動団体や事業者などを、対等の関係でネットワーク化した組織体制を目指していきます。

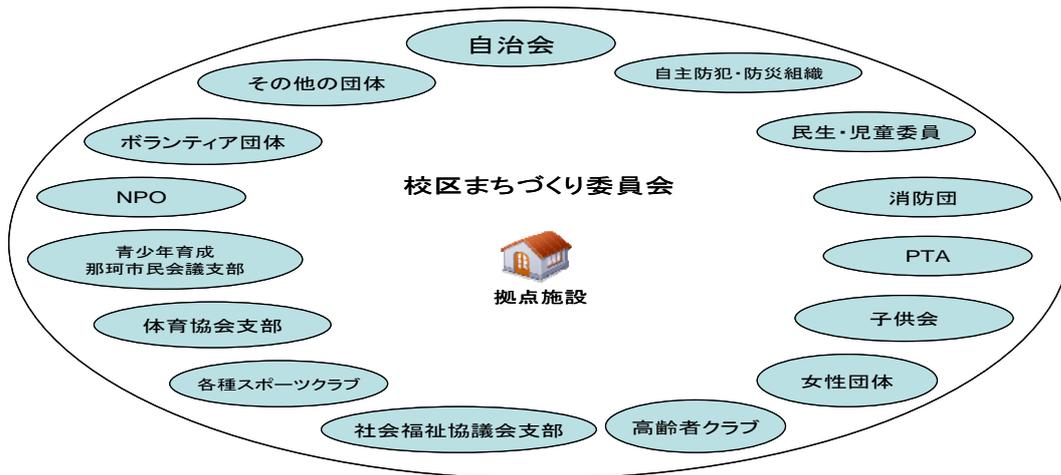
【図Ⅶ】

—市民自治組織の体系（イメージ図）—



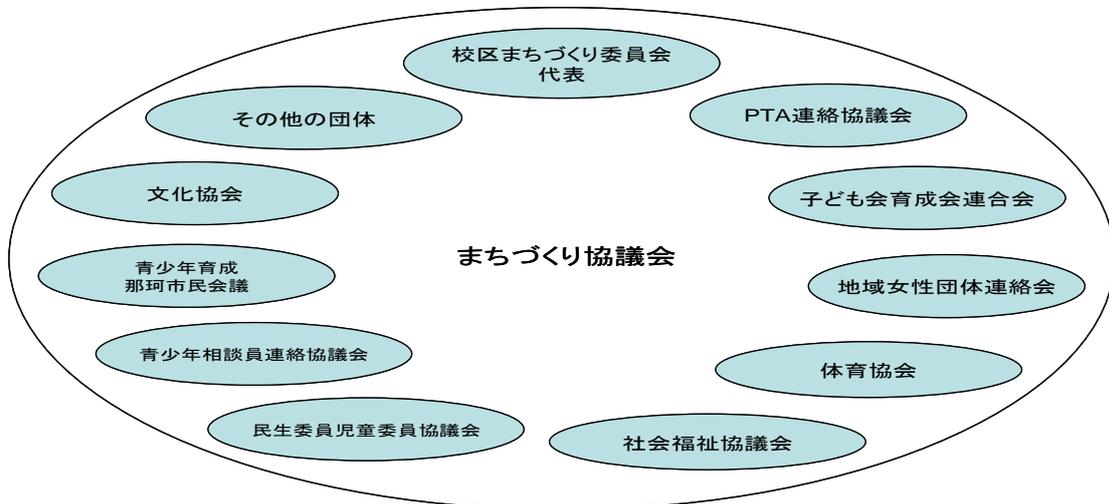
【図Ⅷ】

—中間自治組織のイメージ図—



【図Ⅸ】

—上部自治組織のイメージ図—



## 8-2 中間自治組織のエリア

中間自治組織は、原則として小学校区を基本に設定することとします。その主な理由は次のとおりです。

- ・市との協働の担い手として、主体的に活動を実施することが可能な規模であること。
- ・少子高齢化や人口減少などにより、自治会では解決できない課題などの増加が想定されること。
- ・PTA活動などを通して、親子2世代の交流があり、子どもや若者を巻き込んだ活動が期待できること。
- ・小学校が、地域の各世代を結ぶよりどころとなっていること。

## 8-3 市民自治組織（3層）の役割

### ①単位自治組織の役割

- ア 市民の最も身近な地域コミュニティである組合（班）という単位を通して、日常的な交流や支え合いに結びつく活動を行います。
- イ 地域の様々な情報の回覧や市の広報紙の配布など、情報の伝達・周知機能を担います。
- ウ 高齢者の生きがいつくりや見守り活動など、福祉的な機能を担います。
- エ 防災・防犯や環境美化など、地域の日常的な課題解決に取り組みます。
- オ 自治会内の行政要望等の取りまとめ及び行政との連絡調整機能を担います。

### ②中間自治組織の役割

- ア 区域内の自治会、特定の地域を活動域としている市民活動団体、事業者などとの交流や情報交換機能を担います。
- イ 区域内におけるまちづくりの共通目標を設定します。
- ウ 区域内に共通の課題解決に取り組みます。
- エ 区域内の個々の自治会だけでは解決が難しい課題解決に取り組みます。
- オ 区域内の行政要望等の取りまとめ及び行政との連絡調整機能を担います。

### ③上部自治組織の役割

- ア 中間自治組織間の交流や情報交換機能を担います。
- イ 中間自治組織と市内全域を活動域としている市民活動団体との交流や情報交換機能を担います。
- ウ 中間自治組織と市内全域を活動域としている市民活動団体との連携や連絡調整機能を担います。
- エ 住みよい魅力あるまちづくりに寄与する協働事業の企画立案を行います。
- オ 市のまちづくり施策の充実を図るための施策提言を行います。

## 第9章 市民自治組織、市民活動団体への支援の基本的な考え方

### 9-1 支援方針

協働のまちづくりへの取り組みが円滑に進められるよう、支援方針を次のとおり掲げ、各種支援策を行っていくこととします。

#### ①「対等性」

協働において、市と市民、市民自治組織、市民活動団体、事業者は、それぞれが相互のパートナーであることを認識し、対等関係にあること。

#### ②「共有性」

目的や使命の異なる活動を行うパートナー同士が、協働関係を成立させるために、意見交換、情報の共有などを通して相互理解を深め、課題認識や達成目標が共有できること。

#### ③「自主性」

市は、地域課題に対し柔軟な対応ができる市民、市民自治組織、市民活動団体の特性である自主性・自発性を尊重すること。

#### ④「自立化」

市は、市民自治組織、市民活動団体が自立して事業を展開できるよう、また新たな活動が生まれ育つ環境が整備できるような支援を行うこと。

#### ⑤「透明性」

協働のまちづくりを推進するにあたって、市が持っている様々な情報の共有、公開に努めること。

### 9-2 具体的な支援メニュー

#### ①活動拠点の整備・提供

中間自治組織及び市民活動団体が活動拠点とする施設を整備又は確保します。

また、自治会の活動拠点（自治活動施設）につきましては、その整備費や修繕費、維持管理費の一部を支援します。

【表VI】

支援メニュー	支援対象	支援内容
活動拠点の整備・提供	中間自治組織	・既存の公共施設や市内空き店舗などを利活用し、拠点施設を確保します。 ・拠点施設に、委員会の運営や活動に必要な机、椅子、パソコンなどの備品や事務機器などを配置します。
	自治会	・各地域での拠点となる自治活動施設の新築、増改築・補修などの経費の一部を支援します。

		・施設の維持管理にかかる経費の一部を支援します。
	市民活動団体 市民自治組織	・既存の公共施設などを利活用し、市民活動団体の活動拠点として市民活動支援センターを確保します。 ・市民活動支援センターには、情報の収集・提供機能、相談機能など、自治活動・市民活動を総合的に支援する機能を備えます。

### ②活動情報の提供

自治活動・市民活動を支援する上で必要な、助成制度を始めとする様々な情報を収集し提供します。

【表Ⅶ】

支援メニュー	支援対象	支援内容
情報の収集と提供	市民自治組織 市民活動団体	・自治活動・市民活動を支援する上で必要な、助成制度を始めとする様々な情報を収集し提供する機能を、市民活動支援センターに備えます。

### ③人材の育成・確保

自治活動・市民活動の促進を図るため、活動参加へのきっかけづくりや指導者育成にかかる各種事業を行うとともに、市民自治組織や市民活動団体の様々な相談に応じる体制を確立します。

【表Ⅷ】

支援メニュー	支援対象	支援内容
人材の育成・確保	市民自治組織 市民活動団体	・自治活動・市民活動の促進を図るため、活動参加へのきっかけづくりや指導者育成にかかる研修会や各種講座・教室を開催します。 ・市民活動及び自治活動への相談・指導体制を整えます。

#### ④助成制度の充実

これまで市の各部署から支出していた各地域への補助金・交付金を可能な限り整理統合し、まちづくり一括交付金（以下「新交付金」という。）を創設し、市民自治組織の運営及び活動を支援します。

また、市民自治組織及び市民活動団体の創意工夫により、地域の課題解決に結びつく公益性の高い事業提案を促進するため、市民活動支援事業補助金を創設し、市民自治組織及び市民活動団体の活動を支援します。運用にあたっては、適正な採択及び評価基準の設定と採択及び評価の過程や結果の透明性を確保します。

#### [財政的支援の考え方]

- ・財政的支援については、現在の正副区長報酬、地方振興交付金、区長会補助金、分館長・派遣主事報酬、その他各課から交付されていて、新交付金に統合可能な補助金などの総額を算定基礎として制度設計を行います。
- ・算定基礎額を、次に掲げる協働のまちづくりに対する様々な支援メニューに効果的に配分するよう努めます。
  - (1) 市民活動支援センターや中間自治組織の拠点施設の維持管理費
  - (2) 自治会や中間自治組織など市民自治組織への新交付金
  - (3) 市民活動支援事業補助金
  - (4) 市民活動保険制度（保険料）
  - (5) 文書配送委託料

【表IX】

支援メニュー	支援対象	支援内容
まちづくり一括交付金	中間自治組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営事務費及び実施する様々な活動を支援します。</li> <li>*現在の活動例： 市民運動会、各種講座・教室、敬老会、花いっぱい運動など</li> </ul>
	自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営事務費及び実施する様々な活動を支援します。</li> <li>*現在の活動例： 一斉清掃、敬老会、花いっぱい運動、防犯灯・集会施設の維持管理など</li> <li>*今後想定される例： 廃棄物不法投棄監視、自主防災、防犯組織運営費など</li> </ul>

市民活動支援 事業補助金 (提案型)	中間自治組織 自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題解決に向けて、環境・美化、保健・福祉、芸術・文化・スポーツなど様々な分野を対象として提案される新たな取り組みを支援します。</li> <li>*取り組み例： 市道の里親活動※、配食サービス、乳幼児の一時預かり、健康づくり事業、地域福祉サービス、コミュニティビジネスの起業、地域活性化につながる各種イベント開催など</li> <li>※市道の里親活動：市道の一定の区域（区間）の里親に地域や団体があり、ごみ拾いや草刈などを年間を通して実施し管理してもらう活動</li> </ul>
	市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題解決に向けて、環境・美化、保健・福祉、芸術・文化・スポーツなど様々な分野を対象として提案される新たな取り組みを支援します。</li> <li>*取り組み例： 市道の里親活動、配食サービス、乳幼児の一時預かり、健康づくり事業、地域福祉サービス、地域活性化につながる各種イベント開催など</li> </ul>
市民活動支援 事業補助金 (設立準備支援)	市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これから市民活動に取り組もうとする団体や、すでに活動に取り組んでいるが団体としての基盤が整っていないなど、団体としての活動基盤の整備を支援します。</li> </ul>
市民活動保険制度	市民自治組織 市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治活動や市民活動中の事故に対する補償制度を充実させ、市民が安心して市民活動などに参加できるよう支援します。</li> </ul>

#### ⑤地域担当職員制度の導入

市と市民との協働のまちづくりを推進するため、市職員による地域担当職員制度を導入します。

【表X】

支援メニュー	支援対象	支援内容
地域担当職員制度	市民自治組織	<p>担当職員は、次のような役割を担います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民自治組織へ移行するにあたっての事務のサポートに関する事。</li> <li>・地域と市関係部署・関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・中間自治組織や自治会の会議や活動に参加し、地域における課題や意見などの情報収集・把握に関する事。</li> <li>・市が持っている、地域における様々な活動に必要な情報の提供に関する事。</li> </ul>

## 支援メニュー一覧

【表X I】

支援メニュー	上部自治組織	中間自治組織	単位自治組織	市民活動団体	市民(個人)
①活動拠点の整備・提供	—	○	○	○	—
②活動情報の提供	○	○	○	○	○
③人材の育成・確保	○	○	○	○	○
④助成制度の充実					
・一括交付金	—	○	○	—	—
・市民活動支援事業(提案型)	—	○	○	○	—
・〃(設立準備支援)	—	—	—	○	—
・市民活動保険制度	○	○	○	○	—
⑤地域担当職員制度の導入	—	○	○	—	—